

## **[事案 2021-285] 新契約無効請求**

・令和4年6月8日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和2年10月に契約した米ドル建養老保険（契約①）、米ドル建終身保険（契約②）、終身医療保険（契約③）について、以下等の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①②について、募集人から為替リスク等に関する説明は受けていない。また、募集人の手製の資料による説明を受け、確定的な利益を得られる内容だと思っていた。
- (2) 契約③については、募集人から、健康祝金特約に関する説明を受けていれば、同特約を付加していた。また、保険料払込免除特約に関する説明を受けていれば、同特約を付加していなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際して、募集人は、申立人の意向把握・確認、適合性確認を適切に行っており、申立人から意向に沿った契約内容であるとの回答を得て、申込手続を行っている。
- (2) 募集人は、自身の手控え資料を申立人に交付したものの、本資料のみで説明をしたのではなく、設計書等により説明をしている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。